

島根県循環器病対策推進計画(素案)について

1 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成 30 年法律第 105 号、以下「循環器病対策基本法」という。)において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第 11 条第 1 項に基づく県計画として策定
島根県保健医療計画の中間見直しにあわせて策定し、整合性を図る

3 計画策定の体制

循環器病対策基本法第 21 条第 1 項に基づき、島根県循環器病対策推進協議会を設置

4 計画の概要

別紙

5 計画の期間

令和 3 年 10 月～令和 9 年 3 月

6 計画の評価

令和 5 年度に保健医療計画の改定にあわせて中間見直し、令和 8 年度に評価

7 今後のスケジュール

7 月 医療審議会に報告(計画素案)

※パブリックコメントの実施

9 月 文教厚生委員会へ報告(計画案)

10 月 医療審議会に報告(計画案)

別紙(計画の概要)

【全体目標】

- ① 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ② 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 循環器病の研究推進への協力

【個別施策】

循環器病対策全体の基盤整備 : 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

項目	主な取組
1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命延伸を目指し、健康づくりや介護予防の取組を県民運動として推進 ・基礎疾患の適正管理、早期受診の必要性などの普及啓発、患者指導 ・循環器病発症リスクを高める歯周疾患予防対策
2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	
(1) 循環器を予防する健診の普及や取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上 ・学校教育や職域との連携 ・働き盛り世代への効果的な啓発
(2) 救急搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・救急現場から医療機関により迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築 ・一般住民への講習(AED等) ・症例検討や脳卒中スケール、エルボ等の周知
(3) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関連携の推進 ・ICTを活用した遠隔診断等の推進 ・再入院頻度の高い心不全患者への多職種他機関連携の推進
(4) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による医療体制の構築及び他機関連携による包括的かつ継続的支援 ・「まめネット」の活用による情報連携
(5) リハビリテーション等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期から回復期・在宅へ多職種による切れ目のないリハビリテーションの提供体制の充実
(6) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民にわかりやすい情報の提供 ・関係機関との連携による適切な相談支援の充実 ・円滑な情報共有ツールの検討
(7) 循環器病の緩和ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・入院から在宅への切れ目のない緩和ケア提供体制の充実 ・ACPの普及啓発 ・緩和ケアの質の向上による患者・家族のQOLの向上
(8) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援の体制づくり ・失語症者等当事者や家族を地域で支援する仕組みの構築の検討
(9) 治療と仕事の両立支援・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根県地域両立支援推進チーム」を通じた復職支援等対策の推進 ・ガイドラインや出張相談窓口等の周知
(10) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育局との連携の推進 ・小児科・成人期の診療科・地域連携部門の連携の推進
3. 循環器病の研究推進への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う研修等に対し必要時協力

: 今後、現状把握を含め取組を強化する項目